

船橋市児童相談所嘱託医に係る業務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市児童相談所（以下、「児童相談所」という。）に置く嘱託医について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる業務を行うため、児童相談所に嘱託医を置く。

- (1) 医学診断関連業務
- (2) 一時保護所健康診断業務

(任用)

第3条 嘱託医は、医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許証を有する者で児童福祉に関する相当の知見を有する者について船橋市長が委嘱する。

2 委嘱の期間は、1年以内とする。但し、再任は妨げない。

(職務)

第4条 嘱託医は、児童相談所長の求めに応じて、別表第1に定める職務を行う。

(勤務時間及び報償費)

第5条 嘱託医の勤務時間及び報償費の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(遵守事項)

第6条 嘱託医は、適正な職務の遂行に努めなければならない。

- 2 嘱託医は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解職)

第7条 市長は、嘱託医が次の各号に該当する場合には、解職することができる。

- (1) 職務の遂行に支障がある場合、又はこれに堪えない場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) 嘱託医として、ふさわしくない非行があった場合

(公務災害補償等)

第 8 条 嘱託医の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年船橋市条例第 33 号）の規定に準じて補償する。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

業務	業務内容
医学診断関連業務	(1)援助方針策定に向けた児童の医学診断 (2)医療機関への情報提供書作成 (3)児童相談所職員からの事例に係る相談に対する助言及び指導 (4)児童及びその保護者に対する助言及び指導
一時保護所 健康診断等業務	(1)一時保護所に入所する児童に対する健康診断の実施に関する こと。 (2)一時保護所に入所している児童の健康管理に関すること。 (3)児童相談所職員への医学的助言及び指導に関すること。 (4)関係機関との情報交換及び連絡調整等に関すること。

別表第 2 （第 5 条関係）

業務	勤務時間	報償費
医学診断関連業務	勤務時間 1 日当たり 3 時間程度	1 日当たり 45,615 円
一時保護所健康診断 等業務	勤務時間 1 日当たり 2 時間程度	1 日当たり 30,410 円